

# 越前町スポーツ競技全国大会等出場激励金交付要綱

令和 4年10月20日  
教育委員会告示第12号

## (目的)

第1条 この告示は、本町におけるスポーツ振興及び競技力の向上に寄与するため、全国大会等に出場する個人又は団体に対して交付する激励金について、必要な事項を定めるものとする。

## (交付対象の大会)

第2条 激励金の交付対象となるスポーツ大会（以下「大会」という。）等については、次に掲げる大会とする。

### (1) ブロック大会

文部科学省及び公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）、JSP0加盟競技団体、その他これらに準ずる団体が積極的に関与（主催・主管・後援）し、2都道府県以上が参加する地域大会

### (2) 全国大会

文部科学省及びJSP0、JSP0加盟競技団体、その他これらに準ずる団体が積極的に関与（主催・主管・後援）する全国大会

### (3) 国際大会

オリンピック競技大会組織委員会又は国際的競技団体が主催し、世界各国が参加する国際大会

### (4) その他、町長が適当と認める大会

## (交付対象者)

第3条 激励金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

### (1) 町内に住所を有する者

### (2) 町内の学校（小学校又は中学校、高等学校）に在学している者

ただし、同一大会で他の激励金の支給を受けた場合を除く

### (3) 町出身（町内の小学校又は中学校を卒業し、実家が町内にある）であり、福井県代表又は日本代表として大会に出場する者

2 交付対象者は、出場大会実施要項等に基づき登録した選手及び監督、コーチであることとする。

## (適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、激励金を交付しない。

### (1) 県若しくはこれに準ずる区域を超える規模の予選又は選考会を経ずに出場するとき

### (2) 特定の競技流派団体や宗教団体、政治団体、これらに準ずる団体が主催する大会で、参加資格が限定されるとき

### (3) 出場大会に係る本町又は町内競技協会の他の補助金等の支給を受ける、若しくは既に

## 支給を受けたとき

### (交付額)

第5条 激励金の交付額は、別紙に掲げるとおりとする。

### (大会等出場の届出)

第6条 激励金の交付を受けようとする者（以下「届出者」という。）は、大会が開催される日の14日前までに、越前町スポーツ競技全国大会等出場届出書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 出場大会の大会要項等大会の内容が記載された書類
- (2) 出場大会への参加資格を証する書類（予選大会要項及び結果等）
- (3) 出場大会への参加申込書の写し

2 届出者は、次のいずれかの者とする。

- (1) 交付対象者（ただし、交付対象者が未成年者である場合はその保護者）
- (2) 交付対象者から委任を受けた所属団体等の責任者

### (交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による届出があったときは、その内容を審査の上、激励金の交付の可否を決定し、越前町スポーツ競技全国大会等出場激励金交付決定通知書（様式第2号）により、届出者に通知するものとする。

### (決定の取消し)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、激励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に激励金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により激励金の交付を受けたとき。
- (2) 出場大会が中止になったとき。
- (3) 出場大会に出場しなかったとき。
- (4) 正当な理由がなく、実績の報告をしなかったとき。

### (実績の報告)

第9条 激励金の交付を受けた者は、大会終了後1箇月以内に、越前町スポーツ競技全国大会等出場結果報告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

### (交付回数)

第10条 激励金の交付は、同一出場大会につき1回を限度とする。

2 同一交付対象者への激励金の交付は、同一年度内において2回を限度とする。

### (その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別紙（第5条関係）

種 別		交付額	
ブロック大会		1人当たり	5,000円
全国大会		1人当たり	10,000円
国際大会	国際強化遠征	1人当たり	20,000円 (10,000円)
	地域的国際大会 ※アジア大会等限られた地域で行われる 国際大会	1人当たり	30,000円 (15,000円)
	世界大会 ※全地域規模の国際大会	1人当たり	50,000円 (30,000円)
	オリンピック・パラリンピック競技大会	1人当たり	100,000円 (50,000円)
(備 考)			
1 国際大会について、開催地が国内の場合は（）内の金額に読み替える。			
2 交付対象者が、届出日時点において小学生以下である場合は、当該交付対象者への交付額を5割増しとする。			